賃金構造基本統計調査結果の活用について

１　賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

６月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年１年間）について、７月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の３月頃　（令和元年分は令和２年３月31日公表）

２　調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業［鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）］

(3) 事業所

※

５人以上の常用労働者　を雇用する民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

①　期間を定めずに雇われている労働者

②　１か月以上の期間を定めて雇われている労働者

３　厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者10人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 合計 |
| 大阪市内 | 904所 | 972所 | 906所 | 2,782所 |

【主な調査項目】

○産業分類番号（大分類、中分類）

○企業規模番号

○新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 合計 |
| 大阪  市内 | 調査実人員 | 19,931人 | 21,179人 | 20,684人 | 61,794人 |
| 母集団復元後 | 約78.9万人 | 約80.7万人 | 約81.6万人 | 約241.2万人 |

【主な調査項目】

○性別　　○最終学歴　　○年齢　　○勤続年数　　○実労働日数

○雇用形態

・　正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分

○労働者の種類

・　鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、

「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分

○役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）

・　常用労働者100人以上を雇用する企業に限る。

○職種番号

※　医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に

該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術

職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働

者を限定することが可能

○きまって支給する現金給与額

※　通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査

○超過労働給与額

○前年１年間の賞与、期末手当等特別給与額

○復元倍率